

平成30年8月28日

第10回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 平成30年8月28日(火) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員8名) 市川会長 中西職務代理者 堅田委員 山口委員
谷脇(裕)委員 山崎委員 笹岡委員 中村委員

(推進委員8名) 青木委員 市川(孝)委員 森光委員 中平委員
鍋島委員 谷脇(督)委員 谷本委員 森田委員

4. 出席職員 (事務局2名) 小野局長 国広次長
(農林水産課1名) 盛光主幹

5. 議 案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)

6. その他

開会宣言	市川会長 只今から平成 30 年第 10 回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	小野局長 それでは第 10 回須崎市農業委員会となります。宜しく願いいたします。
議 長	市川会長 やっここへ来て朝晩少し涼しくなりましたが、日中は大変暑い日が続いておりますが、皆様方におかれましては、日々の農作業等多忙な事と思えます。本日は第 10 回の定例総会でございます。議案は第 4 号でございます。慎重にご審議頂くようお願いいたします。後で研修会も計画しておりますので、よろしく願いいたします。それでは早速でございますが、日程第 1 議事録署名人の選任について、でございますがいかがいたしましょう。別に無い様でございましたら、いつもの様に私の方で指名させて頂いてよろしいでしょうか。 (異議無し) 多数。
議事録署名	市川会長 ご異議無しと言う事でございますので、本日の議事録署名人は 7 番谷脇(督)委員さん、8 番森光委員さん、よろしく願いいたします。それでは日程第 2 の議事に入らせて頂きます。議案第 1 号非農地証明について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
議案説明	小野局長 議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 8 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 記 (1)申請者 住所 ○○○○○○○○○番地○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 2 件 (2)申請受理面積 田 1,069 m ² 合計 1,069 m ² 番号 1 申請人 地区 ○○○ ○○○○○○○○○番地○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市吾井郷字小濱ノ前乙 485 番 2 土地の表示 地目 田 面積 165 m ²

	<p>事由 昭和 37 年月日不詳頃より、申請地には居住用住宅が建築されており、非農地化している。</p> <p>確認委員 堅田 良明 谷脇 督央</p> <p>番号 2 申請人 地区 ○○ ○○○○○○○丁目○番○-○○号 ○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字軒ヶ谷甲 3273 番 1</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 152 m²</p> <p>事由 申請地は、平成 10 年月日不詳頃より県道工事に伴う残土処理場として県に提供しており、以来農地として利用されておらず非農地化している。</p> <p>確認委員 中西 修 市川 孝夫</p> <p>番号 3 申請人 地区 ○○○ ○○○○○○○番地○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市妙見町 244 番 1</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 507 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市妙見町 245 番 2</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 43 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市妙見町 246 番 1</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 202 m²</p> <p>事由 申請地 244 番 1 は、昭和 51 年月日不詳頃より、申請地 245 番 2 と 246 番 1 は、昭和 37 年月日不詳頃より申請人の居宅、倉庫を建築しており、非農地化している。</p> <p>確認委員 中西 修 市川 孝夫</p> <p>議長 市川会長 この件について、確認委員さんのそれぞれご意見を申し上げます。それでは 1 番の件、 お願いします。</p> <p>意見 7 番谷脇（督）委員（推進委員）</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長</p>	<p>7月21日に堅田委員とふたりが見に行きました。場所は〇〇〇〇〇の〇〇の道路向かいで昭和37年頃より住宅が建築されており、問題ないと思います。</p> <p>市川会長 番号2・3続いてお願いします。</p>
<p>意見</p>	<p>14番中西委員（農業委員） 2番ですが、〇〇〇の〇〇〇〇の手前の右側に砂利を置いたと思われます。市川（孝）委員と一緒に見ましたが、雑種地と判断をいたしました。それから3番ですが、〇〇のこの土地は子供の頃から知ってまして、宅地化している事も知っていましたが、尚、見に行ってきました。右側が完全に農地が確認出来ませんでしたので、問題は無いと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長 この件について、どなたかご質問ご意見ございませんでしょうか。</p>
<p>意見</p>	<p>8番森光委員（推進委員） 原案承認。</p>
<p>審 議</p>	<p>市川会長 原案承認という事でございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>採 決</p>	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第1号非農地証明については原案通り承認することと決定する事にいたします。どうもありがとうございました。 続きまして、議案第2号農地法第3条の規程による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局の方からお願いします。</p>
<p>議案説明</p>	<p>小野局長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について。農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成30年8月28日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地</p>

	氏名及び件数	〇〇	〇〇	他 2 件
(2)申請受理面積	田	9,361.0 m ²	畑	2,914.8 m ² 合計 12,275.8 m ²
番号 1 申請人 貸人	地区	〇〇	住所氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
	借人 地区	〇〇	住所氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
土地の所在地	須崎市浦ノ内今川内字潮田 7 番			
土地の表示	地目	台帳	田	現況 田 面積 1,246 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内今川内字潮田 8 番イの 2			
土地の表示	地目	台帳	田	現況 田 面積 555 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字大入 62 番			
土地の表示	地目	台帳	田	現況 田 面積 661 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字大入 63 番			
土地の表示	地目	台帳	田	現況 田 面積 271 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字大入 64 番			
土地の表示	地目	台帳	田	現況 田 面積 214 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字大入 65 番			
土地の表示	地目	台帳	田	現況 田 面積 442 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字大入レ谷 352 番 6			
土地の表示	地目	台帳	山林	現況 畑 面積 2,479 m ² の内 495.8 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字スカ 176 番			
土地の表示	地目	台帳	畑	現況 畑 面積 661 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字スカ 187 番			
土地の表示	地目	台帳	田	現況 田 面積 472 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字スカ 189 番			
土地の表示	地目	台帳	畑	現況 畑 面積 115 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字スカ 419 番 2			
土地の表示	地目	台帳	畑	現況 畑 面積 265 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字中福良 270 番			
土地の表示	地目	台帳	畑	現況 畑 面積 39 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字中福良 281 番 2			
土地の表示	地目	台帳	田	現況 田 面積 429 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字中福良 282 番			
土地の表示	地目	台帳	畑	現況 畑 面積 95 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字中福良 283 番			

土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	175 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字中福良 445 番 2						
土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	92 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字ナロ 154 番						
土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	204 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字船附 294 番						
土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	224 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字森ノ鼻 87 番 1						
土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	381 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字森ノ鼻 87 番 2						
土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	222 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字森ノ鼻 87 番 3						
土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	360 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字森ノ鼻 98 番 1						
土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	1,200 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内福良字森ノ鼻 98 番 2						
土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	640 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内須ノ浦 字神母ノ前 127 番 1						
土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	92 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内須ノ浦 字大千原 175 番						
土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	155 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内須ノ浦 字中山 360 番						
土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	618 m ²
合計	26 筆						
面積 (m ²)	10,323.8 m ²						
事由	使用貸借権の設定						
耕作面積 (a)	〇〇.〇 a						
稼動力 (人)	〇/〇						
番号 2 申請人	譲渡人	地区	〇〇〇〇〇	住所氏名	〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇		
	譲受人	地区	〇〇〇〇〇	住所氏名	〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇		
土地の所在地	須崎市上分字宮ノ沖丙 128 番						
土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	347 m ²
土地の所在地	須崎市上分字宮ノ沖丙 129 番						

	<p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 436 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市上分字宮ノ沖丙 135 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 654 m²</p> <p>合計 3 筆</p> <p>面積 (m²) 1,437 m²</p> <p>事由 売買</p> <p>耕作面積 (a) 〇.〇 a</p> <p>稼動力 (人) 〇/〇</p> <p>番号 3 申請人 譲渡人 地区 遅越 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇</p> <p>譲受人 地区 〇〇〇〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市上分字宮ノ沖丙 137 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 515 m²</p> <p>事由 売買</p> <p>耕作面積 (a) 〇.〇 a</p> <p>稼動力 (人) 〇/〇</p>
補足説明	<p>国広次長</p> <p>それでは補足説明をします。全ての申請について、法定の添付書類は整っております。番号 1 については、経営移譲年金にかかる再設定です。農地 26 筆の使用貸借権の設定は同一世帯の親子間での使用貸借であり経営面積に変更はなく、引続きミョウガ等を中心に栽培して行くとのことで、許可後も農業形態に変更はありません。番号 2・3 番については、譲受人が同じでありますので合わせて説明します。譲渡人から譲受人に売買により合計農地〇筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は現在〇.〇 a ですので、許可後は番号 2・3 合わせまして合計〇〇.〇 a になりそうな対象地において、露地野菜の栽培を行うとの事です。それでは全ての申請について農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。第 1 号全部効率利用。借り人・譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。第 2 号農業生産法人以外の法人、第 3 号信託については適用ありません。第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。第 7 号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、全ての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けら</p>

		れないと思われます。以上です。
議	長	市川会長 この件について関係委員さんのご意見がございましたら、順次お願いいたします。
意	見	10 番中平委員（推進委員） 番号 1 の〇〇〇〇さんと〇〇さんは親子でして、農業形態に変更はなく、問題はありません。 4 番青木委員（推進委員） 番号 2・3 については、本人同志で話し合っており、農地も耕作出来る状態であり、問題無いと思います。
議	長	市川会長 この件について、どなたかご質問ご意見はございませんでしょうか。無いようでしたら、この件についてどなたかご意見をお願いいたします。
意	見	10 番中平委員（推進委員） 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について意見を述べさせて頂きたいと思います。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん他 2 件ですが、先程十分審議をいたしました所、問題ないと言う事でございますので、許可を与えたいと思います。
審	議	市川会長 別に問題が無いようございますので、許可を与えると言う事で、それにご異議ございませんでしょうか。
採	決	農業委員（異議なし）多数。
議	長	市川会長 それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないと言う事でございますので、許可を与える事と決定いたします。ありがとうございました。 続きまして、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第 31 条に該当）を議題といたしますので〇〇委員さんの退室をお願いいたします。それでは事務局の方から説明をお願いします。

<p>議案説明</p>	<p>小野局長</p> <p>議案書 6 ページをご覧頂きたいと思います。議案 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第 31 条に該当）。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 8 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○番地 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 145 m² 計 145 m²</p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地 ○○ ○</p> <p>譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字赤道 667 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 145 m² 事由 売買 耕作面積 (a) ○○.○a 稼動力 (人) ○/○</p>
<p>議長</p>	<p>市川会長</p> <p>この件について、補足がありましたらお願いいたします。</p>
<p>補足説明</p>	<p>国広次長</p> <p>それでは補足説明をします。番号 1 番の申請について、法定の添付書類は整っております。申請内容は、譲渡人から譲受人へ、売買により農地○筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後○○.○aになり、対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。それでは、この申請について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。第 2 号農業生産法人以外の法人、第 3 号信託については適用ありません。第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見</p>

	<p>込まれます。第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。第 7 号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>市川会長 はい、ありがとうございました。この件についてですが、ご質問ご意見ございませんでしょうか。</p>
意 見	<p>12 番笹岡委員（農業委員） 見に行っておりましたが、耕作されており、別に問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>市川会長 お聞きの通りでございますが、他にございませんか。無い様でございましたら、この件について、どなたかご意見をお願いいたします。</p>
意 見	<p>14 番中西委員（農業委員） 農業をきちんとしている人は、農地を買ってやっているの、全然問題ないと思います。許可を与えたいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長 別に問題も無いから、許可をと言う事でございますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 議案 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議についてでございますが、別に問題も無いと言う事で、許可を与える事に決定いたします。どうもありがとうございました。 －休憩－ 市川会長 再開します。それでは、議案第 4 号農用地利用集積計画について（諮問）を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長 それでは、議案第 4 号農用地利用集積計画について（諮問）上記の事について、須崎</p>

<p>補足説明</p>	<p>市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 8 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊の通り。以上です。</p> <p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>別冊の方をお願いします。</p> <p>農用地利用集積計画書（案）平成 30 年度第 4 号農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>平成 30 年 8 月 28 日須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>整理番号 30-5</p> <p>利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○-○ ○○ ○○</p> <p>農作業従事日数 365 日</p> <p>経営耕地面積 農地 2,681 m²</p> <p>利用権設定等面積 農地 1,638 m²</p> <p>合計 農地 4,319 m²</p> <p>農作業従事者 農業専従者 ○名</p> <p>(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)</p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日</p> <p>利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 大正○年○月○日</p> <p>聴取確認欄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通作距離 1～10 km未満 2. 権利の種類 貸借権設定（通年） 3. 借受人の分類 個人 その他 4. 貸付人の分類 個人 5. 中核農家の該当の有無（借受人） 有 6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望 7. 経営規模（農地面積） 貸人 不耕作 8. 経営改善計画の認定の有無（借受人） 無 <p>利用権を設定する土地 所在 須崎市多ノ郷大神田甲 1630-1</p> <p>現況地目 田 面積 1,638 m²</p> <p>設定する利用権 内容 キュウリ</p> <p>期間 平成 30 年 9 月 1 日～平成 35 年 8 月 31 日 5 年間</p> <p>借賃 ○a 当り○○○○.○○○</p> <p>借賃の支払方法 ○○○○○○</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借
補足説明	<p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>尚、利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 30-5 ですが、借受人の主たる経営作物はキュウリで、構成員は○人の内○人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第 4 号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第 4 号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請 1 件について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>ありがとうございました。この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
意見	<p>10 番中平委員（推進委員）</p> <p>議案第 4 号農用地利用集積計画について（諮問）承認し答申したいと思います。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>別に問題も無いので、承認をして答申をするということにご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>ご異議無い様でございますので、議案第 4 号農用地利用集積計画について（諮問）ですが、承認する事として答申をしたいと思います。ありがとうございました。</p>
閉会宣言	<p>市川会長</p>

以上で議案は終わりましたが、その他の件で何かございませんか。無いようでしたら、
以上で第10回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後2時45分

その真正なることを証して署名する。

議 長

7 番

8 番